

## 入会及び出品の手引き

〒690-0887 松江市殿町191

島根県物産観光館内

一般社団法人 島根県物産協会

TEL0852-22-5758

FAX0852-25-6785

### ●入会の手続きについて

一般社団法人島根県物産協会に入会を希望する者は、次の手続きを行うものとする。

- 1.入会を希望する者は、入会申込書、推薦書(推薦者は会員1名及び理事又は商工・公的団体等1名の計2名とする)を協会長宛に提出する。
- 2.事業所概要書及び取扱商品調査表を入会申込書に添付する。
- 3.入会を希望する者は、入会審査のために取扱商品及びその他参考となる資料を提出する。また、取扱商品が食品の場合、製造所(者)が固有記号で表示のあるものについては、食品衛生法施行規則第21条第10項の規定による「製造所固有の記号の届出書」の写しを添付する。
- 4.入会申込のあった者については、理事会において審議し、承認の可否を決定し、その旨を通知する。

### ●入会承認後の手続きについて

一般社団法人 島根県物産協会に入会を承認された者は、次の手続きを行うものとする。

- 1.入会を承認された場合は、入会金10,000円(入会初年度のみ)及び年会費5,000円(毎年)を納入する。(※年会費2年分滞納で会員資格喪失。)  
また年会費等納入のため、所定の銀行口座振替依頼書(山陰合同銀行)を提出する。
- 2.「島根県物産観光館」(島根県物産協会本部)に出品し、展示即売を希望する者は、その手続きについて相談するものとする。

### ●「島根県物産観光館」常設展示場への出品について

「島根県物産観光館」への出品、展示即売を希望する者は、次の事項を確認のうえ、所定の出品手続きを行うものとする。

- 1「島根県物産観光館」への出品物は、原則会員の取扱商品とし、消化仕入を原則とする。展示販売は、原則、協会職員が行う。

2. 出品商品の選定審査は協会において行い、出品商品の選考にあたっては、会員が出品しようとする商品の特徴等を記載した資料(出品申請書)及び現品により審査し、決定する。

また食品については、試食見本品、「製造所固有の記号の届出書」の写し等を添付する。

なお、詳しい出品要領、出品手引き、また出品申請書の様式は「島根県物産観光館」のホームページから確認する。

3. 出品商品は、JANコードラベル(協会にてラベル発行の場合、有料)又は所定の価格票(値札、販売価格は税込みで記入)を商品一点ずつに貼り付け、専用納品伝票(有料)の納品書【消化仕入】(販売価格は売価を税込み価格で記入)を添え、本部宛てにそれぞれ出品者の運賃負担で持ち込み又は送付納入するものとする。

4. 消化仕入により当月中に売れた展示販売商品の売上精算金は、月末締め翌月20日に受託販売手数料(展示販売額の25%、令和4年7月現在)、振込手数料を差し引き、指定の銀行口座(山陰合同銀行本支店)に振り込む。また、支払計算書を毎月発行する。

なお、売上精算金振込日の20日が、土・日曜、祝日にあたる場合は、銀行の翌営業日とする。

5. 消費税の取り扱いについては、内税扱いとする。

#### ● 斡旋販売について

一般社団法人島根県物産協会の斡旋販売の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 流通業者や大口受注による県物産の斡旋販売については、常設展示場への委託出品販売(展示即売)とは区分し、発注商品の納入価格は、卸価格での取引とする。

・ 本部(協会事務局)

〒690-0887 松江市殿町191 島根県物産観光館内

一般社団法人島根県物産協会 TEL 0852-22-5758

URL <https://www.shimane-bussan.or.jp/>

(島根県物産観光館)